

●措置内容一覧表

区分	障害等の程度	認められる措置	申請書類
視覚障害	・全盲又は弱視力で、点字および音声読み上げの出題によってのみ受験が可能なる者	①点字による出題又は音声読み上げによる出題 ②点字による解答作成又はパソコンを使用した解答作成 ③試験時間の延長 選択式1.5倍、択一式1.5倍 (選択式 120分(40分延長) 択一式 315分(105分延長))	・特別措置申請書 ・医師の診断書(3ヶ月以内発行のもの。写し可。点字および音声読み上げの出題の必要性が記載されているもの。) ・身体障害者手帳の写し ・その他の資料(必要な場合)
	・良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者	①試験時間の延長 1.25倍 (選択式 100分(20分延長) 択一式 265分(55分延長))	・特別措置申請書 ・医師の診断書(原本、3ヶ月以内発行のもの。) ・身体障害者手帳の写し ・その他の資料(必要な場合)
	・両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	②チェック式解答用紙(※1)による解答 ③試験問題用紙の拡大(B5→A3)	・特別措置申請書 ・医師の診断書(3ヶ月以内発行のもの。写し可。) ・身体障害者手帳の写し ・その他の資料(必要な場合)
	・一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下の者	①試験問題用紙の拡大(B5→A3) ②チェック式解答用紙(※1)による解答	・特別措置申請書 ・医師の診断書(3ヶ月以内発行のもの。写し可。) ・身体障害者手帳の写し ・その他の資料(必要な場合)
	・上記以外の視覚障害を有する者で医師の診断書にマークシートに代わる解答方法の必要性について記載がある場合	①チェック式解答用紙(※1)による解答	・特別措置申請書 ・医師の診断書(3ヶ月以内発行のもの。写し可。) ・身体障害者手帳の写し
聴覚障害		①補聴器又は人工内耳の装用(※2) ②座席を前列に配席 ③注意事項等の文書による伝達(印刷物の配付)	・特別措置申請書 ・身体障害者手帳の写し又は医師の診断書(原本、3ヶ月以内発行のもの。)
肢体障害	・体幹又は上肢の機能障害を有する者で、健常者に比し筆記速度が著しく遅いもの	①試験時間の延長 1.33倍 (選択式 110分(30分延長) 択一式 280分(70分延長)) ②チェック式解答用紙(※1)による解答 ③1階又はエレベーターのある建物での受験 ④洋式トイレに近い試験室での受験 又は、障害者用トイレに近い試験室での受験 ⑤車椅子の持参使用(※3) 又は車椅子のまま受験 ⑥杖の持参使用	・特別措置申請書 ・身体障害者手帳の写し又は医師の診断書(原本、3ヶ月以内発行のもの。写し可。) ・その他の資料(必要な場合) ※左記の措置①又は②を希望する場合は、身体障害者手帳の写しのほかに、医師の診断書が必要です
	・体幹又は上肢の機能の障害を有する者で、指定した解答方法による解答が困難なもの	①チェック式解答用紙(※1)による解答 ②1階又はエレベーターのある建物での受験 ③洋式トイレに近い試験室での受験 又は、障害者用トイレに近い試験室での受験 ④車椅子の持参使用(※3) 又は車椅子のまま受験 ⑤杖の持参使用	・特別措置申請書 ・身体障害者手帳の写し又は医師の診断書(原本、3ヶ月以内発行のもの。写し可。) ・その他の資料(必要な場合) ※左記の措置①を希望する場合は、身体障害者手帳の写しのほかに、医師の診断書が必要です
	・会場内の移動等に補助が必要なもの	①介助者の介助(教室の移動、トイレ使用等の介助等)(※4)	・特別措置申請書 ・身体障害者手帳の写し又は医師の診断書(原本、3ヶ月以内発行のもの。写し可。) ・その他の資料(必要な場合)
各種傷病		①試験時間中の服薬 ②タオル又はハンカチの使用 ③1階又はエレベーターのある建物での受験 ④洋式トイレに近い試験室での受験 ⑤座布団の持参使用	・特別措置申請書 ・身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、特定疾患医療受給者証の写し、特定医療費(指定難病)受給者証の写し又は医師の診断書(原本、3ヶ月以内発行のもの。写し可。) ・その他の資料(必要な場合)
妊 娠 中		①机と椅子が固定式でない座席への配席 ②座布団、膝掛けの使用 ③1階又はエレベーターのある建物での受験	・特別措置申請書(分娩予定日を必ず記載してください。) ・母子健康手帳の写し(氏名及び手帳の発行日が記載されている箇所)

※1 チェック式解答用紙とは、マークシートに代わり、1センチ四方のマスキに印をつける解答用紙です。受験者による自書にかわり、予め氏名及び受験番号が印刷してあります。

※2 FM式補聴器を使用する場合は、FM電波の受信機能を切ってください。

※3 「車椅子の持参使用」とは、車椅子を使用して来場後、試験室の椅子に乗り換えて受験することを指します。

※4 介助者については、以下の点についてご注意ください。

①介助者は、受験者自身に手配いただきます(試験監督者等は、受験者の介助を行うことはできません。)

②特別措置により認められた介助者のみ試験会場への入場が認められます。また、試験室への入室には都度、試験監督者の許可が必要です。

③試験時間中の会場内での待機を希望される場合、会場によっては待合室の用意がなく、試験室の廊下等での待機をお願いする場合があります。

④介助者は、試験監督者等の指示を遵守してください。従わない場合、受験者の不正行為とみなして取り扱う場合があります。

## 医師の診断書について

## I. 医師の診断書について

試験センターの指定様式はありません。かかりつけの病院の様式によりご用意ください。

なお、作成にあたっては以下の内容について記載してください。

## 《診断書の記載内容》

1. 受験申込者の氏名、生年月日

2. 現症

(1) 視覚障害の場合

- ・障害の種類、程度、症状、診断名など
- ・両眼の視野、両眼の視能率による損失率、矯正視力など

(2) 体幹又は上肢の障害の場合

- ・障害の種類、程度、症状、診断名など
- ・書字の姿勢(座位又は臥位)
- ・健常者と比し、2mm 程度の長さの線を引くのに要する時間  
(ほぼ変わらない、著しく時間を要する、など)

(3) その他、上記以外の場合

- ・障害の種類、程度、症状、診断名など

3. 医師の所見(希望する措置の必要性についてなど)

4. 診断書の発行日

5. 病院名、所在地、電話番号

6. 診療科名

7. 医師の氏名、証明印

※「2. 現症」について

上記は例示であり、希望する措置により確認事項が異なります(「措置内容一覧」の障害の程度を参照してください。)

※「3. 医師の所見」について

希望する措置の必要性が客観的に確認できるよう作成してください。

作成にあたり、措置内容に言及することが難しい場合は、「2. 現症」について客観的なデータ等詳細に記載するなどの対応をお願いします。

なお、特別の措置は必ずしもご希望どおりの措置ができることをお約束するものではありません。障害等の種類・程度・症状と希望する措置内容に合理性が認められ、かつ医師の診断書等の添付資料により、その必要性が客観的に確認できる措置についてのみ認められます(ただし、設備的・技術的制約等により試験センターにて対応できないと判断した措置は除きます。)

## II. 注意事項等

1. 医師の診断書は、申込み前3か月以内に発行された原本をご用意ください。また、申請に際し写しの提出を可といたしますが、必要に応じ原本のご提出を求めることがあります。

2. 診断書の作成にあたっては、「措置内容一覧表」をご参照ください。

3. 特別措置の申請にあたっては、受験案内《特別の措置》ページをご精読ください。

## III. 問い合わせ先

全国社会保険労務士会連合会 試験センター 特別措置係 電話 03-6225-4880 FAX 03-6225-4883